

## 蒲郡市と蒲伸商事株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との 包括連携に関する協定書

蒲郡市（以下「甲」という。）、蒲伸商事株式会社（以下「乙」という。）、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「丙」という。）は、以下のとおり連携・協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙が相互に連携・協力して、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の課題解決に向けた活動等、地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙、丙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という）について連携・協力する。

- （1） 安全・安心な暮らしの実現に関すること
- （2） 地域経済活性化に関すること
- （3） 未来を担う子どもの育成に関すること
- （4） その他、SDGsや地方創生の推進に関すること

### （連携と協力の方法）

- 第3条 甲、乙、丙は、連携事項を実施するときは、それぞれの事業ごとに担当部署が、あらかじめ協議をするものとする。
- 2 連携事項の実施にあたり、甲、乙、丙の業務に支障の無い限り、それぞれが所有する施設等を使用できるものとする。
  - 3 連携事項の実施に要する経費の負担については、それぞれの事業ごとに甲、乙、丙が協議の上、決定するものとする。

### （守秘義務）

- 第4条 甲、乙、丙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は提供等してはならない。
- なお、当該情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。
- 2 協定関係者は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲、乙、丙のいずれからも別段の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し)

第6条 甲、乙、丙のいずれかから、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、協議して変更を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めない事項又は本協定の条項に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名の上、各自その1通を保有する。

令和5年9月1日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長

鈴木 寿 明 (署名)

---

乙 愛知県蒲郡市港町18番25号  
蒲伸商事株式会社  
代表取締役

安 藤 敏 博 (署名)

---

丙 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
三河支店長

石 川 達 也 (署名)

---